

委員会は、加盟国が今回の試行で混乱した経験からもたらされるものとして、将来、統計や方法の質がはるかに改善されることを期待している。

これらの考えを受けて、また、規定 No.448/98 に基づき、委員会は、2002 年末までに、国民経済計算における FISIM の配分についての委員会規定を提出しなければならない。

委員会は、加盟国が統計や方法を整備し改良するのに、さらに 2 年間が必要であると考える。2005 年 1 月 1 日より、国民経済計算データの伝送計画（規定 No.2223/96、付録 B）に沿って、伝送されるデータは、FISIM の配分を反映しているべきである。

しかし、規定 No.448/98（第 8 条）に基づき、委員会からの提案に基づく欧州評議会の満場一致による採択が無い限りは、EU の予算及びその資力としての計算には、FISIM の配分は用いられない。

## 2. 問題提起：国民経済計算上解決されるべき問題及び GDP への影響

FISIM の配分に関する問題を解決することは、欧州国内域内経済計算体系（95ESA）の方法を大きく改良し、特に、より正確な GDP を計算することにつながる。

FISIM の分配は、国連、IMF、OECD、世界銀行、EC 委員会の共同で作成された、国民経済計算体系（93SNA）において勧告されている。

ESA への FISIM の配分に関する 1998 年 2 月 16 日付の規定の目的は、全加盟国が共有できる基本として用いられる計算方法を定義することであった。

規定 No.448/98 によると、FISIM の配分は、参照利率を用いることを基本としている。

FISIM を利用者へ配分するための試行計算は、実際の支払利率、受取利率と参照利率の差額に基づくものである。

この参照利率とは、資金借入に伴う純粋な費用のことを表している。—それは、リスクプレミアムを最大限取り除き、さらに、いかなる仲介サービスをも含まない。

FISIM の計算を説明するために、2つの例を用いる：

- 100 の貸付がある
    - 金融仲介機関が受取る利率は 5%
    - 参照利率は 2%
    - $FISIM = 100 * (5\% - 2\%) = 3$
  
  - 100 の預金がある
    - 金融仲介機関が支払う利率は 1.5%
    - 参照利率は 2%
    - $FISIM = 100 * (2\% - 1.5\%) = 0.5$
- Total FISIM = 3.5

(規定 No.448/98 で改訂が提出される前である) 1995 年に採択された ESA や、各加盟国や会議において提出されたデータには、FISIM の産出は利用者ごとに配分されておらず、名目上の産業の中間消費として吸収されるとして扱われており、その結果、金融仲介機関が使用者に直接的に課している報酬や手数料に比べ、FISIM 産出の分だけ GDP は異なったものになっている。しかし、報酬や手数料といった明示的な料金の部分が FISIM のような明示的でない料金の部分のどのくらいの意味を持つかは、国によって異なっている。

金融仲介機関の産出の内、FISIM と報酬及び手数料の割合 (各国の直近値)

	オランダ	フィンランド	スペイン	ドイツ	デンマーク	イギリス	フランス	イタリア	ルクセンブルク
FISIM	70%	70%	68%	67%	53%	50%	44%	34%	23%
報酬、手数料	30%	30%	32%	33%	47%	50%	56%	66%	77%
産出	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

この表は、従来の方法が各国共通の方法にはならないことを示している。

### 3. FISIM の配分方法

FISIM は、金融仲介機関 (S.122 その他の預金取扱期間、S.123 保険会社及び年金基金を除くその他の金融仲介機関の部門に属するもの) が利用者に対して提供する貸付と預金でのみ、計算され、また、配分される。これは、そのような貸付や預金の利子率だけが、金融仲介機関によってコントロールされているからである。

中央銀行 (S.121) の産出は、そのコストの合計で計測される。中央銀行は、FISIM の産出も利用者間の配分でも計算に入らない。

FISIM は貸付と預金にのみ限定されて配分される、ということは、FISIM は、株式を除く証券 (債権等) にも配分されないということである。なぜなら、金融仲介機関が、オープンマーケットにて、証券を購入もしくは売却する場合、金融仲介機関は、購入もしくは売却する証券の価格、その結果として、受取もしくは支払利子率も決定することができないプライステイカーにすぎないからである。株式を除く証券は、(後述の) Method2 または Method4c での、参照利子率の計算にのみ利用される。

貸付と預金の FISIM は、支払もしくは受取る実際の利子と参照利子率との差額に基づいて計算される。

規定 No.448/98 の付録Ⅲでは、生産された FISIM の計算及び配分に必要な統計データを示している。そこでは、このように述べられている「期間（平均四半期）中の、貸付及び預金（利用者部門別のもの）、金融機関によって発行された株式を除く証券の平均残高、及び、ESA95 に定義されているような、利子補助金を本来の受取人に再分配した後の発生した利子の統計が必要である。」

これらの統計データがあれば、6種類の参照利子率と FISIM 輸出入に用いる海外参照利子率での試行計算が可能である。

#### 参照利子率の計算方法

Method 1	居住者銀行間の貸付金受取利子 / 居住者銀行間の貸付金残高
Method 2	$\frac{\text{(居住者銀行間の貸付金受取利子 + 金融仲介機関の発行する株式を除く証券利子)}}{\text{(居住者銀行間の貸付金残高 + 金融仲介機関の発行する株式を除く証券残高)}}$
Method 3	短期については Method 1 長期については株式を除く証券利子率
Method 4a	中央銀行を除く全ての金融仲介機関を利用する居住者制度部門の借入・預金利率の平均
Method 4b	Method 4a と Method 1 の平均
Method 4c	Method 4a と Method 2 の平均
Method 輸出入	居住者金融仲介機関と非居住者金融仲介機関間の貸付利率の残高加重平均

貸付と預金の残高及び利子額は利用者制度部門毎に分割されなければならない。

国民経済計算上の家計部門には、消費者としての家計と、法人ではない企業に従事する生産者としての家計が含まれる。

FISIM を最終消費へ配分し、GDP への影響を測るためには、家計部門に対する貸付残高及び利子を区分けし、以下のように分割される必要がある。

- －住宅貸付（中間消費、国民経済計算体系上、住宅の所有者は自己の最終消費へ住宅を賃貸するサービスの生産を行う企業として扱われる）
- －家計企業への貸付（中間消費）
- －家計への貸付（最終消費）

家計の預金残高及び利子もまた、以下のように分割されなければならない。

—家計企業の預金（中間消費）

—消費者としての家計の預金（最終消費）

#### 4. 統計データ

##### 4.1 S.122 及び S.123 の範囲

配分される FISIM は、その他の預金取扱い機関（S.122、中央銀行は含まれない）と保険会社及び年金基金を除くその他の金融仲介機関（S.123）によって、これらの機関本体の特性から、生産される。

S.122 に関する情報のほうが、S.123 に関する情報よりもより信頼性が高いが、S.123 の機関のほうがはるかに小さい。

##### 4.2 貸付と預金の残高及び利子フローに関する有効なデータ

貸付及び預金の残高に関する情報は、各利用制度部門に分割された、直接的な統計が利用可能である。一般的に、残高よりも利子フローに関するもののほうが、有効な統計が少ない。ほとんどの国では、利子フローに関する直接的な統計はあるが、各制度部門に分割されていないものである。したがって、それぞれの残高に、推計された利子率をかけることによって、各制度部門の利子フローを推計しなければならない。

ここで、最終消費（GDP の変動要因となる）と中間消費（GDP には影響を与えない）とに、家計の預金と借入を分割することが、大きな問題となる。この分割は、預金サイドのほうが特に困難であるが、概算に基づいて、家計企業の預金と個人の預金（これは FISIM を配分する際に最も大きな GDP の増加要因となる）とに分割されなければならない。

また、国内の各制度部門と海外の金融仲介機関との預金、借入の取引に関する情報は不完全であることから、輸入 FISIM の計算も困難になっている（輸出は比較的可能）。

規定で定義された Method3 の計算を行うのにも、長期と短期で貸付及び預金を区分けしなければならないが、加盟国のうち 8 カ国で、そのような分割はできなかった。

#### 5. 主な結果

##### 5.1 現在定義されている帰属利子と FISIM の比較

概ね、どの方法でも、現在の方法で計算される（利用者に配分されていない）帰属利子と、配分された FISIM 産出の合計とには、小さな違いがみられた。これらの違いは—加盟国によりプラスであったりマイナスであったりするが—、株式を除く証券に関して、金融機関は受取よりも支払の利子が少ないことによる。なぜなら、株式を除く証券は帰属利子の計算には含まれているが、配分された FISIM の計算は貸付と預金に限定されているから

である（その理由は、貸付と預金の利率のみが金融仲介機関によりコントロールされる利率であるから）。

## 5.2 中央銀行の産出

FISIM 規定によると、中央銀行の産出は他の金融機関と同じように取り扱われるべきではなく、コストの合計で計算されるべきである。ほとんどの加盟国がこの方法を支持している。

## 5.3 マイナスの FISIM の発生

マイナスの FISIM は、（貸出で）金融仲介機関が受取る利子と参照利子との差及び（預金で）参照利子と金融仲介機関が支払う利子の差に基づいて計算され、配分された FISIM では起こりうる。

参照利率はすぐ変わるのに対して、多くの預金や貸出の利率は固定的であることが、マイナスの FISIM を発生させる理由となる。

ほとんどの加盟国は、マイナスの価値をもったサービスというのを説明することが困難なことから、マイナスの FISIM の取り入れには反発している。それ以外の国は、S.122 や S.123 の機関は利子の受払いの差だけでなく、報酬や手数料からも収入を得ていることを主張し、マイナスの FISIM が発生する可能性を認めている。

マイナスの FISIM は、利用者ごとに FISIM を配分した場合、一部で発生している。しかし、全ての方法で、FISIM はほとんど常にプラスであり、銀行業務全体で考えた総合の FISIM は、常にプラスとなる。

どの部門でも、ごくまれに、特発的にマイナスの FISIM は発生している。特に、保険会社及び年金基金（の預金側）で、もっとも多くマイナスの FISIM が見られる。

## 5.4 産業ごとの FISIM

Eurostat は、産業ごとの FISIM の配分のために、選択されるべき 2 つの方法を提案した。

- －Method A：各産業の借入、預金の残高にもとづく推計
- －Method B：各産業の産出にもとづく推計

どちらの方法も、概念的に弱いものであるが、基礎統計の不足からなされた提案である。Method A は、Method B よりも正確であると考えられる。しかし、残高も FISIM の価額を大まかに反映しているにすぎない。また、Method A での計算が可能なのは、加盟国の内、少数である。NACE60 の水準で、産業ごとの配分を計算するには、ほとんどの加盟国で Method B が使用された。